47ページ

第2節　安心して暮らせる地域づくり

1　安心した暮らしの確保

(1)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者基本法において、共生社会の実現は、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として図られなければならないと規定されています。

令和4年5月に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においても、「障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること」や「障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること」などが求められています。

県では、聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援を担う手話通訳者や要約筆記者の養成のほか、視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう者」や、脳梗塞等により言語機能に障害のある「失語症者」のコミュニケーション等を支援する人の養成にも取り組んでいます。

また、視覚に障害のある人に向けては、盲学校内にある視覚障害者向け機器展示室「ルミエールサロン（注62）」やオーテピア高知声と点字の図書館などで、点字や音声訳等による情報支援や、拡大読書機など福祉用具の利用支援を行っています。

47ページの語句の説明

（注62）ルミエールサロン

高知県立盲学校内に設置している視覚障害者向け機器展示室です。

見えづらかったり、見えないことによる日常生活の不便さを解消するための、様々な機器や便利に使える道具を500点以上展示しています。

47ページの語句の説明、終わり

48ページ

「当事者調査」では、情報を入手したりコミュニケーションをとる上で必要な配慮について最も多かったのは、「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」と回答した人(39.0％)でした。

また、発達障害のある人では「わかりやすい文言・表現・絵文字(ピクトグラム)を使用してほしい」、「動画などでわかる資料を作成してほしい」という回答が高く、難病のある人では「様々な媒体(音声、テキスト、データなど)を提供してほしい」という回答が多いなど、それぞれの障害特性に応じた情報の提供やコミュニケーション手段の確保が必要であることが分かります。

グラフ、情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえで必要な配慮の説明

当事者調査

全体(n=5,533)　必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい39.0％　わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用してほしい28.6％　誰もが読みやすい文字などを使用してほしい25.2％　それぞれの障害者が情報を入手できるように、様々な媒体（音声、テキスト、データなど）を提供してほしい24.9％　動画などでわかる資料を作成してほしい17.0％　パソコン・スマホなどの使い方がわからないため（あるいは持っていないため）、インターネットが利用できない12.6％　パンフレットやホームページなどの色の使い方に配慮して作成してほしい9.8％　ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブックなど）で発信してほしい8.9％　問い合わせ先は電話番号だけでなく、ファックスやメールアドレスを載せてほしい8.8％　手話、筆談での対応ができること7.2％　相手が自分ではなく介助者と話してしまうことがあるので、自分と話をしてほしい7.2％　特にない9.5％　わからない21.3％　その他2.1％　無回答3.3％

グラフの説明、終わり

49ページ

障害のある人が必要とする情報を十分に取得・利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、誰もが意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

推進施策

① 情報アクセシビリティの向上

障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、障害特性に応じた情報発信とＩＣＴの活用機会の拡大等による情報保障の充実を図ります。

具体的な取組と主な担当課

オーテピア高知声と点字の図書館及び高知県聴覚障害者情報センター（注63）の機能の充実と点訳図書・音訳図書・デイジー図書（注64）・手話動画・字幕などの作成による情報のバリアフリー化の推進

障害福祉課

市町村が日常生活用具として給付する情報・意思疎通支援用具(拡大読書器、パソコン周辺支援機器など)の利用支援の充実

障害福祉課

視覚に障害がある人が、スマートフォンやタブレットを利用できるようになるための音声アプリ等を利用した操作訓練の充実

障害福祉課

情報保障の必要性に関する県民や事業者等への理解促進

障害福祉課

49ページの語句の説明

（注63）聴覚障害者情報センター

聴覚に障害のある人を総合的に支援する拠点施設です。相談業務や各種の情報提供を行うほか、要約筆記者の派遣や手話奉仕員・手話通訳者の養成を行っています。

（注64）デイジー図書

視覚障害のある人や本を読むことが困難な人のために文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のことです。文字の大きさ・色・行間などを変更することができます。

49ページの語句の説明、終わり

50ページ

② 意思疎通支援の充実

障害のある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、それぞれの障害特性に応じた意思疎通支援者の養成を行うとともに、支援体制の充実を図ります。

具体的な取組と主な担当課

手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員（注65）・失語症者向け意思疎通支援者（注66）(以下、「通訳者等」という。)の養成の計画的な実施

障害福祉課

市町村における手話奉仕員養成講座の開催に向けた助言及び支援

障害福祉課

市町村や関係機関と連携し、県内全域で円滑に通訳者等の派遣や点訳、代筆、代読及び音声訳等による支援が実施できる体制の構築

障害福祉課

タブレット等のテレビ電話機能を活用した「遠隔手話通訳（注67）」を災害時などにも活用できるようにするための身近な地域での日頃からの運用体制の整備

障害福祉課

手話の普及の重要性や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解を深めるための普及啓発の推進

障害福祉課

ＫＰＩ（評価指標）

手話通訳者など意思疎通支援者の人数

現状値　手話通訳者：113人　要約筆記者：93人　失語症者向け：16人　盲ろう者向け：90人（令和4年4月）

目標値　毎年の新規登録者数　手話通訳者：5人　要約筆記者：5人　失語症者向け：8人　盲ろう者向け：5人（令和11年度）

50ページの語句の説明

（注65）盲ろう者向け通訳介助員

視覚と聴覚の両方に障害のある人(盲ろう者)の、コミュニケーション支援や外出・移動時の介助をする人のことです。

（注66）失語症者向け意思疎通支援者

脳卒中などの後遺症によって言葉の障害がある人(失語症者)の、コミュニケーションを支援する人のことです。

（注67）遠隔手話通訳

タブレットやスマートフォンのテレビ電話機能を使用して、離れた場所にいる手話通訳者が画面越しに手話通訳を行うものです。

50ページの語句の説明、終わり

51ページ

(2)相談支援体制の充実

現状と課題

障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら安心して暮らしていくためには、障害のある人の意思を尊重し、地域における関係機関が連携した相談支援が提供できる体制づくりが必要です。

「当事者調査」では、「障害のある人が安心して生活していく上でどんな支援やサービスが必要だと思うか」との設問に対して、「困った時にすぐに相談できる場所や人」と回答した人が最も多く(61.2％)、平成24年度の同調査の結果(54.2％)と比較しても、7.0ポイント上昇しています。

グラフ、障害のある人や日常生活に何かしら支援が必要な人が安心して生活をしていくうえで必要な支援やサービスの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　困った時にすぐに相談できる場所や人61.2％　周囲の人たちの障害に対する理解51.6％　日常生活上の支援（食事や入浴、お金の管理など）36.7％　必要な時に診てもらえる医療体制34.3％　移動の支援29.4％　コミュニケーション支援29.2％　日中活動したり集うことができる場28.3％　住むところ（グループホームを含む）28.3％　必要な在宅サービスが適切に利用できること18.8％　道路・交通機関・建物のバリアフリー化18.1％　在宅で医療ケアなどが適切に受けられること14.1％　特にない11.7％　その他4.3％　無回答3.7％

グラフの説明、終わり

52ページ

県では、相談支援専門員の資質向上に向けた人材研修等の取組をとおして、相談支援体制の充実を図っていますが、障害のある人や家族の高齢化、障害の多様化・重度化が進むとともに、新たな課題として、障害や病気のある家族に代わって家事や家族の介護、きょうだいの世話などを行う子ども、いわゆる「ヤングケアラー（注68）」の問題も表面化しています。

このため、障害のある人の相談支援においては、介護分野や教育等の多職種との連携や、本人やその家族に対する、複合化した課題や多様なニーズに対応できる総合的・専門的な支援が求められており、相談支援体制の更なる充実・強化が望まれます。

また、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態による様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点を念頭に置いた関係機関との連携による支援が必要です。

推進施策

① 地域における相談支援体制の充実

障害の特性や複合的な課題等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。

具体的な取組と主な担当課

自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる障害福祉、児童福祉、高齢者福祉の各分野の関係機関が連携した包括的な相談支援体制の構築

地域福祉政策課　長寿社会課　障害福祉課　子ども家庭課

市町村、地域自立支援協議会や地域の多職種が連携した相談支援体制の推進

障害福祉課

市町村の基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、地域における総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化

障害福祉課

意思決定支援の質の向上に向けた、相談支援専門員やサービス管理責任者（注69）等に対する研修等の充実

障害福祉課

52ページの語句の説明

（注68）ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

（注69）サービス管理責任者

障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、事業所ごとに配置が義務付けられているサービス提供の管理を行う人のことです。

52ページの語句の説明、終わり

53ページ

地域自立支援協議会における地域課題の解消に向けた検討への助言及び支援

障害福祉課

精神に障害のある人や心に悩みを抱える人、またその家族の相談支援

精神保健福祉センター　福祉保健所

様々な障害のある子どもと家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、関係機関が連携した総合的・専門的な相談支援体制の推進

療育福祉センター　発達障害者支援センター　児童相談所

医療的ケア児とその家族からの相談に対応するための相談拠点「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ（注70）」を中心とした相談支援体制の充実

障害福祉課

精神保健福祉センターによる福祉保健所や市町村及び関係諸機関に対する専門的な技術指導及び技術援助の実施

精神保健福祉センター

介護分野及び障害福祉分野の支援者に対し精神障害者の特性に応じた支援技法を学ぶ研修の実施

障害保健支援課

障害のある人が、自らの経験等を生かし、同じ障害のある人の相談相手となったり、社会参加や地域での交流等を支援する「ピアサポーター（注71）」の養成

障害福祉課　障害保健支援課

高次脳機能障害（注72）支援拠点センター（注73）における専門的な相談支援

障害保健支援課

高知県聴覚障害者情報センターにおける聴覚障害のある人やその家族等への総合的な支援と必要な情報の提供や助言の実施

障害福祉課

視覚障害者生活訓練指導員(ルミエールサロン)やオーテピア高知声と点字の図書館における視覚障害のある人やその家族等への総合的な支援と必要な情報の提供や助言の実施

障害福祉課

53ページの語句の説明

（注70）重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ

重症心身障害のある人や医療的ケアの必要な人とその家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とその家族や医療機関・市町村などの関係機関からの相談に応じる機関です。医療的ケア児等コーディネーターの派遣調整や支援機関等との連絡調整も行っています。

（注71）ピアサポーター

障害のある人自身が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動(ピアサポート)を行う人たちのことをいいます。

（注72）高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害など、日常生活や社会生活への適応が困難になる認知障害のことです。

（注73）高次脳機能障害支援拠点センター

高次脳機能障害のある人等に対する専門的な相談支援や関係機関との支援ネットワークの整備、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発活動などを行う支援拠点です。

53ページの語句の説明、終わり

54ページ

「こうち難病相談支援センター（注74）」を中心とした難病患者やその家族への相談支援体制の充実

健康対策課

高知県地域生活定着支援センター（注75）における刑務所出所者や被疑者等の社会復帰及び地域生活への定着に向けた支援

地域福祉政策課

障害のある女性を含む、女性に対する暴力の予防及び根絶に向けた啓発の推進

人権・男女共同参画課

相談員等への研修の実施や配偶者暴力相談支援センター（注76）等における相談機能の充実によるＤＶ被害者に対する支援体制の充実

人権・男女共同参画課

女性相談支援センター（注77）における様々な悩みや困難な問題を抱える女性(障害のある女性を含む)の意思に沿った適切な支援の実施

人権・男女共同参画課

ＫＰＩ（評価指標）

基幹相談支援センターの設置数

現状値　5ヵ所（令和4年4月）

目標値　14ヵ所（令和5年度）

主任相談支援専門員の人数

現状値　11人（令和4年4月）

目標値　23人（令和5年度）

54ページの語句の説明

（注74）こうち難病相談支援センター

難病の患者や家族のクオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、各種相談、患者交流会や学習会・研修会の開催、ピアサポート等患者による支援、また各福祉保健所等と連携して県内各地で開催する出張相談、ハローワークと連携した就労支援などを行う相談支援窓口です。

（注75）高知県地域生活定着支援センター

高齢又は障害があることにより、矯正施設(刑務所や少年院等)から退所した後、自立した生活を営むことが難しい方を対象として、保護観察所や福祉サービス事業所等と協働・連携して、退所後必要な福祉サービス等を利用し、地域社会の中で自立した日常生活が送れるように支援する機関です。加えて、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等が利用できるよう支援を行います。

（注76）配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力(ＤＶ)の防止及び被害者の保護を図るため、①相談や相談機関の紹介　②カウンセリング　③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護　④被害者の自立生活促進のための情報提供等の援助　⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等の援助　⑥保護命令制度の利用についての情報提供等の援助を行う相談機関です。

（注77）女性相談支援センター

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。電話や来所での相談を受け、問題解決に当たっては、被害者自らが選択・決定するために無料法律相談や福祉制度などの必要な情報の提供や助言を行います。ＤＶ被害者等、危険性のあるケースでは保護命令の申立てを受け、手続の支援を行い、必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も持っています。

54ページの語句の説明、終わり

55ページ

(3)地域で生活するための各種制度の周知

現状と課題

障害のある人を対象とした障害年金や各種手当、減免制度等がありますが、制度を知らないことが原因で不利益となることがないよう、今後も継続して各種制度の周知・利用促進に努めていくことが必要です。

推進施策

① 地域で生活するための各種制度の周知・利用促進

障害のある人に対する年金や各種手当・減免制度等について周知・利用促進を図ります。

具体的な取組と主な担当課

特別障害者手当（注78）等の各種手当制度や心身障害者扶養共済（注79）制度等の周知と円滑な運用

障害福祉課

公的年金制度や税の減免のほか各種割引制度等の周知と利用の促進

障害福祉課　税務課

55ページの語句の説明

（注78）特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅で生活する障害のある人に対して支給される手当のことです。

（注79）心身障害者扶養共済

障害のある人の保護者が加入者となって掛金を納め、加入者が死亡又は重度の障害になったときに、残された障害のある人に一生涯、一定額の年金が支給される制度です。

55ページの語句の説明、終わり

56ページ

2　保健・医療と福祉サービスの充実

(1)保健・医療の充実

現状と課題

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、必要な医療の提供・支援を可能な限り身近な地域において行うことが求められています。

国では、平成30年2月に「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」がまとめられ、「入院医療中心から地域生活中心」という政策理念を基本としながら、精神障害のある人の地域生活をより一層推進するための新たな政策理念として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（注80）の構築」が打ち出されました。

県では、平成30年3月に策定した「第７期高知県保健医療計画（注81）」(以下「医療計画」という)と整合を図りながら、障害保健福祉圏域(2次医療圏)ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場をとおして地域の課題を共有し、重層的な連携による支援体制を構築することができるよう、精神障害者アウトリーチ推進事業の取組を始めました。

今後は関係機関の連携を強めながら、圏域内の基盤整備等につなげていく必要があります。

精神科医療体制の充実を図るために、平日夜間・休日の精神科救急医療体制の整備や、依存症専門医療機関の設置に取り組んできました。

障害者総合支援法においては、平成25年に制度の谷間なく支援を提供する観点から、難病による障害のある人が障害福祉サービス等の対象に加えられました。難病は一定の割合で発症することが避けられず、確率は低いものの、誰もが発症する可能性があります。

56ページの語句の説明

（注80）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療や様々な相談窓口、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保される支援体制のことです。

（注81）第7期高知県保健医療計画

医療法に基づき、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、5事業(救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療)及び在宅医療、医療従事者の確保などの項目について、医療政策の基本指針を整理した計画(計画期間：平成30年度から令和5年度)であり、『県民誰もが安心して医療を受けられる環境づくり』を目指しています。

56ページの語句の説明、終わり

57ページ

県では平成27年度に「こうち難病相談支援センター」を設置し、様々な悩みや不安を抱えた難病の患者や家族の各種相談、交流会や研修の開催による支援や、福祉保健所等と連携して県内各地で開催する出張相談のほか、ハローワークと連携した就労支援を行うなど相談支援体制の充実を図ってきました。

医療計画において「こうち難病相談支援センター」におけるピアサポーターによる相談支援体制の整備や在宅療養を支える保健・医療・福祉の体制の充実等を示しており、これらの取組を着実に実施していく必要があります。

障害のある人の歯科疾患は重症化しやすく、また、必要な歯科保健サービスや歯科医療が本人や介護者などに認識されにくいという課題があります。

歯科診療については、県歯科医師会の歯科保健センターと同センターの幡多分室で診療を行っていますが、利用者は年々増加傾向にあり、利用者のニーズに対応できる診療体制の整備や高次歯科医療機関の基盤整備、それらの医療機関間の連携が求められています。

発達障害に関わる医師等の専門人材の確保に加え、各市町村の保健師や心理職などの専門職の人材養成の取組や県内共通の１歳６か月児・３歳児健康診査手引書による健診の実施などを進めてきました。

その結果、市町村における発達の気になる子どもの早期発見の仕組みづくりは一定進んできましたが、「当事者調査」の自由記述では、「どこに相談すれば良いか分からなかった」や「市町村によっては、身近な地域で療育を受けることができない」という声もあり、引き続き、取組を進めていく必要があります。

58ページ

推進施策

① 地域医療体制の充実

障害のある人が身近な地域において必要な医療やリハビリテーション（注82）などを受けられるよう、地域医療体制の充実や保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実を図ります。

具体的な取組と主な担当課

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる地域医療体制等の整備

医療政策課

医療的ケア児等に対応できる訪問看護師の育成

在宅療養推進課

医療的ケア児等に対応できる看護師の育成と確保

医療政策課　障害福祉課

障害のある人が安心して医療を受けられるための自立支援医療及び福祉医療による助成の実施

障害福祉課　障害保健支援課

安心して障害福祉サービスの利用や医療機関の受診ができるような保健・医療・福祉が連携した支援体制の推進

医療政策課　地域福祉政策課　障害福祉課　障害保健支援課

58ページの語句の説明

（注82）リハビリテーション

障害のある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障害のある人の全人的復権」を理念としています。

58ページの語句の説明、終わり

59ページ

② 精神保健・医療体制の充実

精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築や多職種による訪問支援等の取組を進めます。

具体的な取組と主な担当課

精神障害のある人の地域生活を支援するための多職種(精神科医師、看護師、精神保健福祉士等)による訪問支援の実施

障害保健支援課

精神に障害のある人や心に悩みを抱える人、またその家族の相談支援【再掲】

精神保健福祉センター　福祉保健所

診療時間外に緊急に精神科医療を必要とする人やその家族等からの相談や救急医療を行う体制の整備

障害保健支援課

高知医療センターこころのサポートセンター（注83）における身体合併症患者等の診療

障害保健支援課

こうちオレンジドクター（注84）や認知症疾患医療センター（注85）による認知症患者の早期発見・早期対応

在宅療養推進課

認知症コールセンターや若年性認知症（注86）相談窓口等による相談支援の実施

在宅療養推進課

59ページの語句の説明

（注83）高知医療センターこころのサポートセンター

高知医療センターのセンター機能の一つです。精神科における急性期、身体合併症、児童思春期の治療などを行います。民間の医療機関だけでは担えない機能を果たす精神科医療の中核的存在です。

（注84）こうちオレンジドクター

かかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修など、認知症に関する研修を修了し、名簿の登載に同意した医師のことです。

（注85）認知症疾患医療センター

認知症に関する詳しい診断や症状への対応、相談などを行う認知症専門の医療機関のことです。

（注86）若年性認知症

65歳未満で発症する認知症の総称です。令和2年3月の厚生労働省による発表では、全国の若年性認知症者は約35,700人と推計されています。

59ページの語句の説明、終わり

60ページ

③ 難病のある人への医療の充実

難病の早期診断や必要な医療の提供のほか、相談体制の充実を図ります。

具体的な取組と主な担当課

医療関係者等を通じた特定医療費制度の周知・広報の実施

健康対策課

難病についての適切な情報提供の実施と、早期診断等に資する拠点となる医療機関の確保と難病医療の体制の整備

健康対策課

重篤化するおそれのある難病患者に対応するための緊急時も想定した保健・医療・福祉の関係者による日頃の連携の充実

健康対策課

「こうち難病相談支援センター」におけるピアサポーターによる難病患者や家族同士の交流の充実や「こうち難病相談支援センター」と難病診療連携コーディネーターなど関係機関との連携の充実

健康対策課

④ 歯科保健・医療の充実

障害のある人が身近な地域において安心して歯科治療を受けられる体制づくりを進めます。

具体的な取組と主な担当課

歯科医師会と連携した在宅歯科の相談事業や歯科衛生士による訪問面談の実施による在宅歯科医療の推進

在宅療養推進課

歯科医師会と連携した介護・福祉事業所への在宅歯科医療の啓発及び在宅歯科医療に関わる多職種間の連携の促進

在宅療養推進課

歯科衛生養成機関と連携した歯科医療従事者の資質向上のための研修の実施

在宅療養推進課

歯科医師会と連携した障害のある人が安心して診療を受けることができる体制の整備と地域で診療できる歯科医師等の養成

障害福祉課

療育福祉センターにおける唇裂・口蓋裂（注87）の療育相談や治療の実施

療育福祉センター

60ページの語句の説明

（注87）唇裂・口蓋裂

唇裂は、生まれつき唇の一部が割れている状態をいいます。また、口蓋裂は、生まれつき口蓋部(口の中の天井)が割れて口と鼻がつながっている状態をいいます。生後まもなくから、形成外科や耳鼻咽喉科、矯正歯科など多くの専門家から適切な治療を受けることが必要です。

60ページの語句の説明、終わり

61ページ

⑤ 障害の早期発見・早期支援の推進

障害の早期発見・早期支援の取組を推進します。

具体的な取組と主な担当課

妊婦・乳幼児等に対する健診の適切な実施や必要な医療体制の充実と疾病等の早期発見及び治療、早期療育の体制整備

子育て支援課　医療政策課　障害福祉課

ＫＰＩ（評価指標）

病床機能報告における回復期の病床数

現状値　2,011床（令和3年度）

目標値　3,286床（令和7年度）

小児科医師数

現状値　104人（令和2年度）

目標値　110人以上（令和5年度）

新生児聴覚検査受診率

現状値　99.4％（令和2年度）

目標値　100％（令和11年度）

新生児聴覚検査精密検査受診率

現状値　94.4％（令和2年度）

目標値　100％（令和11年度）

1歳6か月児・3歳児健康診査受診率

現状値　1歳6か月児：94.7％　3歳児：94.7％（令和3年度速報値）

目標値　1歳6か月児：98％　3歳児：98％（令和11年度）

乳幼児健診や相談会などにおける専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与（市町村数）

現状値　27市町村等（90％）（令和4年4月）

目標値　30市町村等（令和5年度）

医療的ケア児等コーディネーター人数

現状値　82人（令和4年9月）

目標値　120人（令和5年度）

医療的ケア児支援センターにおける延べ相談件数

現状値　82件（令和3年度）

目標値　120件（令和5年度）

精神障害者アウトリーチ推進事業を実施している圏域数

現状値　2圏域（令和4年4月）

目標値　5圏域（令和11年度）

62ページ

(2)障害のある子どもへの支援の充実

現状と課題

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、障害のある子どもが、幅広い選択肢を持って社会参加ができるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもとその家族に対して切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る必要があります。

児童発達支援事業所などの専門的な療育機関の整備も進んでおり、利用者数は大幅に増加しています。

「当事者調査」では、障害のある子どもに関する療育・保育についての困りごとについて、平成24年度の前回調査と比較すると、「放課後や長期休暇時の支援が十分でない」が大幅に減少(31.9％→13.9％)するなど、各項目において困りごとの軽減が見られました。

一方で、「身近なところに受診できる医療機関がない」は横ばいであり、引き続き取組を進めていく必要があります。

63ページ

グラフ、子どもの療育・保育について困っている（以前困っていた）ことの説明

当事者調査　保護者への設問、無回答を除いた構成比

今回調査(n=1,992)　療育に関する情報が少ない27.2％　身近な場所に専門的な療育機関がない20.8％　気軽に相談できる窓口がない18.7％　保護者や子ども同士の交流が少ない16.0％　加配保育士や療育機関の専門性14.6％　短期入所できる施設が少ない14.2％　放課後や長期休暇時の支援が十分でない13.9％　経済的負担が大きい13.2％　身近なところに受診できる医療機関がない10.7％　就学前の支援が学校に引き継がれない4.4％　特に困っていることはない13.2％　わからない12.7％　その他6.6％

前回調査(n=1,416)　療育に関する情報が少ない32.0％　身近な場所に専門的な療育機関がない26.4％　気軽に相談できる窓口がない24.2％　保護者や子ども同士の交流が少ない16.0％　加配保育士や療育機関の専門性16.0％　短期入所できる施設が少ない15.5％　放課後や長期休暇時の支援が十分でない31.9％　経済的負担が大きい16.1％　身近なところに受診できる医療機関がない11.0％　就学前の支援が学校に引き継がれない7.7％　特に困っていることはない13.5％　その他5.7％

グラフの説明、終わり

また、「関係団体へのヒアリング」では、発達障害について、「以前より知られるようになったが、知的障害を伴わない発達障害の子ども・大人への理解が、行政を含め社会全般でまだまだ不十分。」といった声が聞かれました。今後は、発達障害に関する社会全体での正しい理解の促進に向けた取組が必要です。

このほか、うつ、摂食障害、不登校など子どもの心の診療ニーズの高い事例の増加や、恒常的に人工呼吸器や喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする子どもへの対応など、新たな課題に対応していく必要があります。

64ページ

推進施策

① 身近な地域における子どもと家族への支援

障害の有無にかかわらず全ての子どもが、身近な地域の子ども・子育て支援の枠組みで支援を受けられることを目指します。

具体的な取組と主な担当課

乳幼児健診などに専門職が関与することによる市町村における早期支援体制の構築

障害福祉課

外部専門家などの活用による保育所等における支援体制の充実

幼保支援課　特別支援教育課

就学や進学などで環境が変わっても一貫した支援を受けられるように、「つながるノート（注88）」や「引き継ぎシート」等による確実な引き継ぎの実施

障害福祉課　特別支援教育課

64ページの語句の説明

（注88）つながるノート

発達障害のある人が、乳幼児期から成人期までをとおして、様々な生活場面のニーズに応じた一貫した支援を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する機関の連携推進を目的として作成されるノートです。

64ページの語句の説明、終わり

65ページ

② それぞれの子どもの障害特性に応じた専門的支援

障害のある子どもが、障害特性に応じた必要な専門的支援を受けられる体制づくりを進めます。

具体的な取組と主な担当課

障害児通所支援事業所や保育所等の職員を対象とした支援力向上に向けた研修の実施

障害福祉課

高知ギルバーグ発達神経精神医学センター（注89）や高知大学医学部寄附講座（注90）との連携による専門医師等の養成

障害福祉課

発達障害のほか、うつ、摂食障害、不登校などの心の診療ニーズの高い事例に対応するための地域支援体制づくり

障害福祉課

様々な障害のある子どもと家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、関係機関が連携した総合的・専門的な相談支援体制の推進【再掲】

療育福祉センター　発達障害者支援センター　児童相談所

医療的ケア児とその家族からの相談に対応するための相談拠点「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」を中心とした相談支援体制の充実【再掲】

障害福祉課

医療的ケア児やその家族に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援の総合調整を行う人材(医療的ケア児等コーディネーター)の育成

障害福祉課

医療的ケア児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担軽減に向けたレスパイトサービス（注91）の充実

障害福祉課

難聴児とその家族等に対する保健、医療、福祉、教育の多職種が連携した早期発見・早期支援体制の推進

障害福祉課　子育て支援課　特別支援教育課

65ページの語句の説明

（注89）高知ギルバーグ発達神経精神医学センター

県内の医療機関等と協働して、神経発達障害の臨床研究及び臨床教育を行う機関のことです。発達障害や児童問題に幅広く対応できる専門的な医師等を養成します。

（注90）高知大学医学部寄附講座

高知県からの寄附により、平成31年4月に高知大学医学部に設置された講座です。

高知県の要請に基づき、高知県における発達障害の診療・養成・研究のための中核機関の設立に向けて教育・研究・診療に取り組んでいます。

（注91）レスパイトサービス

在宅で生活する障害のある人の介護者の地域生活を支援するため、介護者の疾病、冠婚葬祭等により介護が困難となった場合、介護者に代わって一時的に障害のある人を介護することです。

65ページの語句の説明、終わり

66ページ

③ 障害のある子どもへの正しい理解の推進

障害のある子どもへの正しい理解が進むような啓発活動をとおし、社会全体で障害のある子どもやその家族を見守り、支える地域づくりを推進します。

具体的な取組と主な担当課

世界自閉症啓発デー（注92）(毎年4月2日)や発達障害啓発週間（注93）(毎年4月2日から8日)に合わせた啓発イベントの実施による啓発活動の実施

障害福祉課

県立施設などにおいて感覚過敏などがある子どもが利用しやすい取組(センサリー・フレンドリー（注94）)の実施

障害福祉課

医療的ケア児等の理解を深めるためのセミナ－・研修会等の実施

障害福祉課

ＫＰＩ（評価指標）

児童発達支援センターの設置数

現状値　6ヵ所（令和4年4月）

目標値　12ヵ所（令和5年度）

発達障害の診療を行う医療機関数

現状値　29ヵ所（令和3年度）

目標値　35ヵ所（令和5年度）

発達障害者支援センターにおける情報発信（ホームページのアクセス数）

現状値　573件（令和4年6月）

目標値　1,500件/月（令和5年度）

66ページの語句の説明

（注92）世界自閉症啓発デー(4月2日)

自閉症について、世界各国における家庭や社会全体の理解を進めるために国連が定めた日のことです。

（注93）発達障害啓発週間

厚生労働省が位置付けた4月2日から8日までの1週間のことです。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等では自閉症をはじめとする発達障害への理解促進を図るための様々な取組を行っています。

（注94）センサリー・フレンドリー

「音が実際よりも大きく聞こえる」「目に見える情報が多いと、どれに反応していいか分からなくなる」といった感覚の問題を抱える人のために、静かで落ち着いた環境を提供していく「感覚に優しい取組」です

66ページの語句の説明、終わり

67ページ

(3)生活支援・福祉サービスの充実

現状と課題

県ではこれまで、障害のある人が身近な地域で障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、障害福祉計画に基づき、通所事業所やグループホーム等の計画的な整備を進めてきました。

その結果、サービス利用者は増加しましたが、サービス事業所の多くは高知市やその周辺部に集中しており、中山間地域においては地理的条件や人材不足で事業所の参入が進まず、必要なサービスを十分に提供できていないという課題があります。

また、現在は、家族の介護により在宅で生活している障害のある人や家族から、「親亡き後」の住まい等について不安を感じている声が多く聞かれており、引き続き、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

医療的ケア児や重症心身障害児者等に対する支援については、令和3年度には同年9月の「医療的ケア児支援法」の施行に先駆けて、「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわ」を設置し、相談支援体制の強化を図りました。

また、地域で安心して暮らしていく上で、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るための短期入所事業所の確保や、在宅におけるレスパイト環境の整備にも取り組んできましたが、まだ十分とはいえません。

このほか、自傷行為や他害行為が高い頻度で起こり、特別に配慮された支援を必要としている強度行動障害のある人については、支援を行うことができる人材の育成や、施設の構造化などによる環境の整備を行うことで、受入れ可能な入所施設や事業所等を確保していくことが必要です。

障害のある人の重度化・高齢化に加え、重度の障害や行動障害のある人、医療的ケアを必要とする人等に対する、障害の程度や特性に応じた福祉サービスの質の向上が求められています。

また、障害のある人のより一層の社会参加を推進するため、引き続き福祉用具の適切な普及が求められています。

68ページ

障害福祉に限らず、高齢、児童など福祉分野における人材不足は深刻で、「関係団体へのヒアリング」では、「各事業所の人材確保に向けた取組だけではもう解決しない厳しい状況。県をあげての更なる支援が必要」といった声や「障害福祉として切り分けるのではなく、高齢者福祉、児童福祉とともに福祉全般の仕事の重要性を広報していく必要がある。」といった声が聞かれ、福祉・介護人材の確保と育成が課題となっています。

推進施策

① 身近な地域におけるサービスの確保

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、県内のどこでも必要な福祉サービスを利用できるよう支援体制の充実を図ります。

具体的な取組と主な担当課

住み慣れた地域で障害のある人が希望する生活を送るためのグループホーム等の確保と在宅サービス等の障害福祉サービスの更なる充実

障害福祉課

中山間地域に居住する障害のある人や、重度障害や強度行動障害のある人が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる体制の整備

障害福祉課

地域生活支援拠点（注95）等の整備の促進による障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築

障害福祉課

高知県障害福祉計画・障害児福祉計画に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実

障害福祉課

68ページの語句の説明

（注95）地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことをいいます。

68ページの語句の説明、終わり

69ページ

② 障害特性に応じたきめ細かな支援

それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を図ります。

具体的な取組と主な担当課

中山間地域に居住する障害のある人や、重度障害や強度行動障害のある人が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる体制の整備【再掲】

障害福祉課

医療的ケア児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担軽減に向けたレスパイトサービスの充実【再掲】

障害福祉課

③ 障害福祉サービスの質の向上

障害特性に応じて適切な支援ができる人材を育成するため、様々な課題に対応した研修の企画・実施のほか、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

具体的な取組と主な担当課

サービス管理責任者等研修をはじめとする様々な課題に対応した専門研修の企画・実施

障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度（注96）による、個々のニーズに応じた適切なサービスの選択とサービスの資質向上の推進

障害福祉課

地域課題を協議する地域自立支援協議会への助言や市町村への適切な支援を通じた障害福祉サービスの利用ニーズに適切に対応できる体制整備の推進

障害福祉課

強度行動障害など、専門的な支援が必要な障害特性に応じて適切な支援ができるような研修を通じた人材育成

障害福祉課

障害のある人の状況に応じた適切な支給決定、及び介護保険と障害福祉サービスの利用の推進

障害福祉課

自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる障害福祉、児童福祉、高齢者福祉の各分野の関係機関が連携した包括的な相談支援体制の構築【再掲】

地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課

69ページの語句の説明

（注96）障害福祉サービス等情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた障害福祉サービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的とした仕組みのことで、都道府県知事は事業者から報告された内容を公表します。

69ページの語句の説明、終わり

70ページ

④ 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等

障害のある人が必要とする福祉用具等を利用できるよう情報の提供や周知等を図ります。

具体的な取組と主な担当課

市町村や相談支援事業所等と連携した福祉用具に関する情報提供や適切な取得・利用に向けたサポートの実施

障害福祉課

盲学校内にあるルミエールサロンやオーテピア高知声と点字の図書館、高知県聴覚障害者情報センターでの福祉用具の展示や助言による福祉用具等の利用促進

障害福祉課

身体障害者補助犬（注97）の同伴が円滑に受入れられるようにするための関係機関と連携した普及啓発の促進

障害福祉課

⑤ 福祉サービスを支える人材の確保と育成

福祉サービスを支える人材の確保と障害特性や課題に対応できる人材の育成に向けた支援を行います。

また、ＩＣＴの活用やロボット技術の導入により、業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善や生産性の向上等をとおして魅力ある職場づくりを進めます。

70ページの語句の説明

（注97）身体障害者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。身体障害者補助犬法では、公共的施設、公共交通機関は身体障害者補助犬の同伴を拒否できないことなどを定めています。

70ページの語句の説明、終わり

70ページ

具体的な取組と主な担当課

福祉人材センター（注98）と福祉研修センター（注99）、ハローワーク等関係機関との連携によるマッチング機能の強化

長寿社会課

ノーリフティングケア（注100）の普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度（注101）を通じた魅力ある職場づくりの推進

長寿社会課

福祉・介護の仕事の理解促進とネガティブイメージ払拭に向けた福祉・介護職場の魅力発信や小・中・高校生をターゲットとした普及教育の推進

長寿社会課

サービス管理責任者等研修をはじめとする様々な課題に対応した専門研修の企画・実施【再掲】

障害福祉課

障害福祉サービス事業所等の人材確保のためのＩＣＴやロボット技術の導入の支援

障害福祉課

ＫＰＩ（評価指標）

地域生活支援拠点等を設置する市町村数

現状値　13市町村（令和4年4月）

目標値　34市町村（令和8年度

県内で必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制については、別途策定している「高知県障害福祉計画・障害児福祉計画（注102）」に基づき進捗状況等の分析や評価を行います。

70ページの語句の説明

（注98）福祉人材センター

福祉人材に関する啓発、調査研究、研修事業を行っているほか、福祉人材の登録、就業のあっせんを行うとともに、社会福祉施設経営者に対する相談支援を行う機関です。

（注99）福祉研修センター

福祉を支える人づくりと担い手の確保など、総合的な福祉人材の育成を行う機関です。

（注100）ノーリフティングケア

福祉機器等を現場で効果的に活用し、持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどの介護職員の身体に負担のかかるケアを廃止する、介護職員と利用者双方にやさしいケアです。

（注101）高知県福祉・介護事業所認証評価制度

福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながることが期待される取組を積極的に実施している事業所を認証・公表するとともに、認証取得に向けた事業所の主体的な取組を県が支援することで、良好な職場環境の整備による職員の離職防止と、福祉・介護分野全体のイメージアップによる新たな人材の確保を目的とした制度です。

（注102）障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として各自治体が策定する計画です。

70ページの語句の説明、終わり

72ページ

3　ひとにやさしいまちづくり

現状と課題

県では、「障害のある人にとってやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちである。」という考えのもと「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、事業者等に対し整備基準に適合するよう必要な助言・指導等を行い、障害のある人や高齢者を含む全ての県民が安全で快適に暮らすことができるようなまちづくりの推進を図ってきました。

平成30年5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に「バリアフリー法」が施行され、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために、誰もが安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」の取組など、ハード面・ソフト面の一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化や更なる利用のしやすさに向けた様々な施策の充実を図ることが示されました。

また、令和2年の改正では、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や車椅子使用者用駐車場・障害者用トイレ等の適正な利用の推進に加え、バリアフリー基準適合義務の対象拡大などハード面とともにソフト面の対策強化、心のバリアフリーの更なる推進が求められています。

「当事者調査」では、外出時に困ることを尋ねたところ、「公共交通機関や乗合タクシーなどの移動手段が少ない」(18.5％)、「道路や駅、バス停などの案内がわかりにくい」(17.7％)という回答がありました。

また、障害種別ごとにみると、身体障害や難病、高次脳機能障害のある人では「歩道の整備・道路などの段差や外出先の建物の設備が不便(通路、エレベーター等)」と回答した人の割合が高くなっています。

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、誰もが安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境や利用しやすい施設等の普及促進など、引き続き、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に進める必要があります。

73ページ

グラフ、外出する時に困ることの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　公共交通機関や乗合タクシーなどの移動手段が少ない18.5％　道路や駅、バス停などの案内がわかりにくい17.7％　交通機関の時刻や、外出先の地域・店舗の情報を入手しにくい14.7％　歩道の整備・道路などの段差や外出先の建物の設備が不便（通路、エレベーター等）13.4％　道に迷う13.2％　介助してくれる人がいない12.5％　外出時に利用できるトイレがない11.3％　障害者用の駐車場が少ない7.3％　点字ブロックの整備（設置や修復）や点字ブロック上の障害物2.7％　特に不便や困ることはない17.2％　わからない19.3％　その他4.3％　無回答7.1％

グラフの説明、終わり

推進施策

① 誰もが住みやすいまちづくりの総合的な推進

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、市町村、事業者及び県民と連携しながら、ハード面の整備とともに、障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートする心のバリアフリーを推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めていきます。

具体的な取組と主な担当課

バリアフリー法や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく公共的施設(官公庁施設、社会福祉施設、文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園等)の整備の推進

公共的施設を所管・整備する関係課　障害福祉課

事業者等に対し「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に適合するような必要な助言・指導等の実施

障害福祉課　建築指導課

74ページ

障害者等用駐車場の適正利用や点字ブロック上への駐輪禁止などの啓発の促進

障害福祉課

障害のある人や高齢者など移動に配慮が必要な人を対象とした、車椅子の貸出しやボランティアによる付添い等のサポートを行うタウンモビリティ（注103）の推進

障害福祉課

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめとした障害のある人に関するマークの普及啓発の推進【再掲】

障害福祉課

② 安心して生活できる住環境づくり

障害のある人などが安心して暮らすことができるようバリアフリー化の推進、グループホームなど生活の場の確保等を進めていきます。

具体的な取組と主な担当課

日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備の促進と重度障害のある人にも対応できる支援体制の推進

障害福祉課

地域生活支援拠点等の整備を促進し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築【再掲】

障害福祉課

障害のある人の日常生活上の便宜を図るために行う日常生活用具の給付又は貸与及び住宅改修に対する支援の実施

障害福祉課

「高知県住生活基本計画（注104）」に基づく既存県営住宅のバリアフリー化の実施や民間住宅のバリアフリーリフォーム等の促進

住宅課

市町村、不動産団体及び居住支援団体等と連携したセーフティネット住宅（注105）の登録や普及・促進による居住支援の推進

住宅課

74ページの語句の説明

（注103）タウンモビリティ

タウン=まち、モビリティ=移動性を表し、障害があっても高齢になっても、誰もが出掛けたいと望む場所に出掛けられる、移動の権利を保障する仕組みです。

（注104）高知県住生活基本計画

住生活基本法に規定された「都道府県計画」であり、県民の豊かな住生活の実現に向け、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する今後の基本的な方針や目標などを定めたものです。

（注105）セーフティネット住宅

高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないとしている、規模や構造など一定の基準を満たす賃貸住宅として、住宅セーフティネット法に基づき、都道府県等の登録を受けた住宅のことです。

74ページの語句の説明、終わり

75ページ

③ 交通・移動対策の推進

公共交通機関のバリアフリー化など、障害のある人が安心して移動できる環境の整備を進めていきます。

具体的な取組と主な担当課

音響式信号機（注106）等のバリアフリー対応型信号機や見やすく分かりやすい道路標識等の整備と維持更新

警察本部

バリアフリー法等に基づく歩道の整備や段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備など、利用者のニーズに応じた道路のバリアフリー化の推進

道路課　都市計画課

ノンステップバスの導入等の公共交通機関のバリアフリー化推進に向けた公共交通事業者への支援の実施

交通運輸政策課

障害のある人などの移動に配慮した社会づくりに向けた「高知県障害者等用駐車場利用証交付制度(こうちあったかパーキング制度)」の普及と適切な駐車場利用の促進、新規協力施設の確保

障害福祉課

ＫＰＩ（評価指標）

路線バス事業者のノンステップバス導入比率

現状値　52.9％（令和4年5月）

目標値　63.8％（令和11年度）

高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届け出における整備項目適合率

現状値　67.9％（令和3年度）

目標値　80.0％（令和11年度）

整備項目について代替措置などの対応のため条件付き適合となったものは除く

75ページの語句の説明

（注106）音響式信号機

視覚に障害のある人が安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミングで横断歩道の両端から音響を鳴動させ、誘導をするものです。

75ページの語句の説明、終わり